

## 津市少額修繕審査会設置要綱

令和3年4月1日訓第35号

### (設置)

第1条 本市が発注する公共土木施設少額修繕単価契約（農林水産部、建設部、各総合支所及び上下水道事業局が所管する業務に係る契約に限る。）について、適正な契約事務の履行を図るため、津市少額修繕審査会（以下「審査会」という。）を置く。

### (定義)

第2条 この要綱において「公共土木施設少額修繕単価契約」とは、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第9条第6号に掲げる契約に該当する公共土木施設の修繕に係る単価契約をいう。

2 この要綱において「公共土木施設」とは、道路、河川、公園、公共下水道、林業施設、漁港及び農業用施設をいう。

### (所掌事項)

第3条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設少額修繕単価契約において履行した事務手続の審査に関すること。
- (2) 修繕内容の変更に係る指示内容の審査に関すること。
- (3) 修繕内容の変更に伴う支払見込額の総額が50万円以上になる場合の協議に関すること。
- (4) その他公共土木施設少額修繕単価契約に関すること。

### (構成)

第4条 審査会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 委員長には建設部次長を、副委員長には上下水道事業局次長をもって充てる。

3 委員には、農林水産部次長、都市計画部次長及び検査課長をもって充てる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員長及び副委員長に共に事故があるとき、又はこれらの者が欠けたとき

は、市長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 審査会の会議は、非公開とする。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させ、その説明又は意見を求めることができる。

(独立性)

第8条 委員長、副委員長及び委員は、独立かつ客観的な立場で、公正不偏の態度を保持し、審査を行わなければならない。

(回議による審査)

第9条 委員長は、特別な理由により審査会の会議を開くことができないときは、審査に付する案件を委員に回議してその審査に代えることができる。

(報告)

第10条 委員長は、審査会の会議が開かれたときは、速やかにその結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、政策財務部検査課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓は、令和3年4月1日から施行する。